

鳥取スタイルPPAによる県有施設への太陽光発電設備整備運営等事業実施条件
(令和7年度第2回公募)

1 本事業の実施場所

本事業の対象となる県有施設（以下「対象物件」という。）及び想定される太陽光発電設備等の設置場所は、下表のとおりとする。

	名 称	想定される設置場所
1	中部総合事務所	車庫棟屋根
2	自動車運転免許試験場	車庫棟屋根
3	米子警察署	附属棟屋根、駐輪場屋根

上記の「想定される設置場所」については、事業の採算性や建物の耐震性を保証するものではない。また、すべてのエリアに太陽光パネルの設置を義務付けるものではなく、各応募者の判断において設置場所を決定し提案すること。

2 本事業の実施期間

(1) 太陽光発電設備等の整備

令和8年4月1日から電力供給を開始できるよう、令和8年2月27日までに太陽光発電設備等の整備を完了すること。（電気事業法に基づく使用前自己確認結果の提出及び当該書類の中国四国産業保安監督部による受理を含む。）

なお、補助金を活用する場合は、交付要綱第7条第1項第1号の規定により実績報告を遅くとも同年2月27日までに提出する必要があるので留意すること。

(2) 太陽光発電設備等の維持管理及び電力供給

太陽光発電設備等の維持管理及び電力供給契約による当該施設への電力供給を行う期間は、電力供給開始後20年間とする。

なお、事業の進捗状況によっては、県と事業者との協議により、(1)の電力供給開始日を前倒しする場合がある。

(3) 太陽光発電設備等の撤去

太陽光発電設備等は、本事業終了後、速やかに撤去し、原状復旧すること。

3 本事業における設備の整備内容

(1) 太陽光発電設備等で発電した電気は、それぞれの対象物件でのみ消費するものとし、逆潮流を防ぐ逆潮流継電器等を具備すること。

(2) 電気料金は従量制とし、計量のために検定を受けた電力量計を整備すること。

(3) 事業者が提出した事業計画書の記載内容を基本とし、県と協議の上、整備内容を決定するものとする。

(4) 補助金を活用する場合は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日付環地域事発第2503102号）別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。詳細は、交付要綱別表の備考欄による。

4 本事業の実施条件

募集要項の記載事項及び提案書類のほか、次の(1)から(6)までの条件に従うものとする。やむを得ず、当該条件を変更する必要がある場合は、県の承諾を得て変更すること。

(1) 県との協定書締結等

ア 本事業の着手前に、県との間で事業の実施に関する協定（別紙6協定書案参照）を締結すること。

イ 補助金を活用する場合は、交付決定を受けてから事業に着手すること。

ウ 整備内容、設置場所、工事期間及び施工方法等は対象物件の運営に支障がないよう、施設管理者と事前に協議し承諾を得ること。

エ 設備を設置する場所については、(4)ウの構造検討結果等の確認を受け、行政財産の使用許可を得ること。

オ 施設管理者から示される行政財産の使用許可条件を遵守すること。

(2) 太陽光発電設備等で発電した電気の売電

ア 電力供給開始前に、施設管理者との間で電気料金単価等を定めた電力供給契約を締結すること。補助金を活用する場合、電気料金の請求にあたっては、当該電気料金単価に使用電力量を乗じた額から補助金額を月割りした定額を控除した電気料金価格での請求とする。

事業者は、施設管理者に行政財産使用料相当額（本事業の売電売上上の3.75パーセント）以上の経済的なメリットがある電気料金請求額となるような電気料金単価で契約すること。

イ 売電は、それぞれの対象物件にのみ行い、他の施設等への送電は行わないこと。

ウ 事業者が、検定された電力量計で計量し、計量した電力量を使用電力量とし、電気料金単価を乗じて算出される額を施設管理者に請求すること。ただし、事業者が補助金を活用した場合は、その補助金額を電気料金の請求回数で除して得た金額を、毎回の電気料金請求額から控除すること。

- エ 機器の故障等で正しく計量できない期間については、施設管理者と事業者が協議して使用電力量を定める。
- オ 県は、経済社会情勢の変化等により施設管理者の電気料金に対するメリットが著しく小さくなったと認める時は、電気料金単価その他の事項について、事業者と協議の上、変更することができるものとする。
- カ 事業者は、対象物件の運営方針が変更されたこと等による想定電力使用量の変動等により、電気料金単価が著しく不当であると認めるときは、電気料金単価その他の事項について、県と協議の上、変更することができるものとする。
- (3) 本事業における補助金申請等
補助金を活用する場合、当該申請手続きに関する費用は、すべて事業者が負担すること。
- (4) 太陽光発電設備等の整備条件
 - ア 本事業に係る費用はすべて事業者が負担すること。
 - イ 各種法令等に適合した設備とすること。
 - ウ 建物の屋根等に設置する場合、太陽光発電設備等の荷重が、建物の耐震性を損ねないこと。(建築士が耐震性を確認した書類を提出すること。)
 - また、太陽光発電設備等に係る風圧荷重、積雪荷重、地震荷重に対する強度計算結果も併せて提出すること。
 - エ 建物の屋根等に設置する場合、必要に応じて防水処置を行い、万が一、本事業を原因とする雨漏り等の不具合が生じた場合は、事業者の負担により補修すること。
 - オ 本事業開始後、対象物件の屋根工事等により太陽光発電設備等が支障となる場合は、発電を停止し、事業者の負担で設備を一時的に移設する等必要な対応をとること。
 - カ 本事業開始後、対象物件の電気点検などで太陽光発電設備等の発電を一時的に停止する必要が生じた場合は、事業者の負担で対応すること。
 - キ 本事業期間内は設備を健全に保全し、故障等が発生した場合は、速やかに対応できる体制を構築すること。
 - ク 太陽光発電設備等の設置により周辺の無線設備に電波障害が生じた場合は、事業者の負担で対応すること。
- (5) 太陽光発電設備等の管理条件
 - ア 太陽光発電設備等の管理手法等は事前に県が承認した事業計画に従って実施すること。
 - イ 太陽光発電設備等の維持管理については、関係法令等を遵守して適切に行うこととし、既存電気設備の電気主任技術者の管理下において保安管理を行うものとする。
 - ウ 施設管理者が行う電気保安管理業務に太陽光発電設備等を追加することにより、当該保安管理費用が増額となる場合は、その増額分を事業者が負担すること。
 - エ 事業者は、設備の設置、点検及び修理等で対象物件に立ち入ることができるが、その際は施設管理者と事前に調整して、施設管理者の了解を得て行うこと。また、行政財産使用許可を遵守すること。
- (6) その他
 - ア 共通**
 - (ア) 工事期間中における施設利用者への安全対策に万全を期すこと。
 - (イ) 以下の工程も含め、各日程はあらかじめ施設と調整すること。
 - a 調査も含め、施設や敷地への立入
 - b 騒音や振動が発生する作業の実施
 - (ウ) 停電作業日については、施設管理者及び電気主任技術者と協議の上、日程調整を行うこと。
 - (エ) 稼働後の停電発生時に太陽光発電設備等から供給可能な非常用コンセント(最大容量15A程度)を施設が希望する場所に1箇所以上整備するとともに、停電発生時の切替操作を施設管理者が迅速に実施できるようマニュアル等を整備すること。
 - (オ) 施設管理者が屋上点検等を実施するため、太陽光パネル設置後にも複数人が通行できる経路の確保をすること。特に屋上に設備を配置した室等が配置されている場合は、出入りに支障が生じないよう必要なスペースを確保すること。
 - イ 中部総合事務所**
 - (ア) 車庫棟から1号館B棟の間の配線は地中埋設とすること。(1号館B棟からエネルギー棟の間は地下ピット有り。)
 - (イ) 車庫棟の屋根には雪持ちが設置されているため、太陽光パネル設置により雪持ちの機能が損なわれないよう対処すること。
 - (ウ) 停電作業は平日を除く土・日・祝日に行うものとし、日程は施設管理者と協議の上決定すること。
 - ウ 自動車運転免許試験場**
 - (ア) 車庫棟から管理試験棟までの間にある既設の地中配管(FEP50)は使用可能とする(車庫棟から最初のハンドホールまでは一部地中埋設配管を新設する必要有り。)
 - (イ) 停電作業は土曜日に実施することとし、日程は施設管理者と協議の上決定すること。
 - エ 米子警察署**
 - (ア) 東側敷地外に県営住宅(上福原第二団地)があることから、太陽光パネルの反射光が支障とならないよう配慮すること。また、騒音・振動についても同様に配慮すること。
 - (イ) 停電作業は平日を除く土・日・祝日に行うものとし、日程は施設管理者と協議の上決定すること。